

セクハラ・パワハラ対策委員会の設置について

平成23年7月20日

中野市社会福祉協議会

職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）やパワーハラスメント（パワハラ）は、当事者（加害者）が気付かないうちに相手の心を傷付けてしまうことがあります。

当社会福祉協議会が運営する各事業は、それぞれの目的やサービスの提供内容は異なりますが、地域福祉の推進や利用者へのサービスの提供を真に望ましい形で実践するためには、お互いに支えあい高めながら仕事に従事できるような関係を構築することが大切であると考えます。

このことを実践するために、次のとおりセクハラ・パワハラ対策委員会を設置します。

中野市社会福祉協議会に働くすべての職員が、その能力を十分に発揮し、伸び伸びと職務に従事できるよう、お互いに、望ましい環境づくりに努めましょう。

- 1 目的 同じ職場に働く職員同士が、良好な関係の下で、お互いに、相手の人権を尊重し、職務ができる職場づくりを目指します。
- 2 対策委員 事務局長、事務局次長、事業局次長、職員労働組合執行委員長
(対策委員が加害者である旨の申し出があった場合には、当該委員はこのメンバーから除外するものとし、残る委員の推薦により新たに1名を加える。)
- 3 委員会への申し出 セクハラ・パワハラを受けた職員又は当該事案を目撃した職員は、その事実を対策委員のいずれかにその内容について、申し出ることができるものとし、申し出を受けた委員はその内容を記録する。
- 4 解決方法 3による申し出があった場合には、その都度速やかに委員会を開催することとし、委員会は当事者双方から個別に聞き取り調査を行い、必要に応じて対応の改善を指導する。
なお、必要に応じて、他の職員からも聞き取り調査を行うことがある。
- 5 事後確認 対策委員会は、4により対応改善指導を行った場合、その後の状況について、随時確認を行い、必要に応じてフォローを行うものとする。
- 6 守秘義務 委員は、委員会の所掌事務に関し知りえた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。